

令和元年(2019年)度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価

B

■ 拠出金の概要

1 拠出金名	国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)拠出金												
2 拠出先国際機関名	国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)												
3 拠出形態	☐ ノンイママーク ☒ イママーク												
4 拠出規模 (令和元年度当初予算額)	7,150 千円												
5 国際機関等の概要	(1) 設立年・経緯, 加盟国等の数, 本部所在地, 目的・マンデート 国連人権高等弁務官のポストは, 1993 年6月の世界人権会議の最終文書として採択された「ウィーン宣言及び行動計画」の勧告に基づき, 同年 12 月 20 日に第 48 回国連総会決議 48/141 により創設された。人権高等弁務官事務所は, 同弁務官を長とし, 国連事務局の人権担当部門として機能する。国連事務局の中で人権を包括的に扱う唯一の機関である(加盟国数は国連加盟国に準ずる。)。本部はジュネーブ(スイス)にあり, 人権享受の普遍的な促進, 人権に係る国際協力の促進, 人権に係る国際的基準の普遍的実施の促進等を事業の目的としている。具体的には, ジュネーブで年3回行われる国連人権理事会の事務局及び主要な人権条約委員会の事務局としての役割を果たしている。また, 近年は特に, 人権侵害が行われている国でのフィールド(現地)事務所における活動に重点を置いている。 (2) 主要な活動分野 <table border="0"> <tr> <td>☐ 安全保障</td> <td>☐ 軍縮不拡散・科学</td> <td>☐ 国際経済・資源エネルギー</td> </tr> <tr> <td>☐ 司法</td> <td>☐ 教育・文化</td> <td>☒ 開発・人道</td> </tr> <tr> <td>☐ 保健</td> <td>☐ 環境・気候変動</td> <td>☐ 地域協力</td> </tr> <tr> <td>☐ その他()</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	☐ 安全保障	☐ 軍縮不拡散・科学	☐ 国際経済・資源エネルギー	☐ 司法	☐ 教育・文化	☒ 開発・人道	☐ 保健	☐ 環境・気候変動	☐ 地域協力	☐ その他()		
☐ 安全保障	☐ 軍縮不拡散・科学	☐ 国際経済・資源エネルギー											
☐ 司法	☐ 教育・文化	☒ 開発・人道											
☐ 保健	☐ 環境・気候変動	☐ 地域協力											
☐ その他()													
6 拠出の使途及び目的	本件拠出は, 特別手続(special procedures。国連人権理事会において, 国別又はテーマ別の人権分野において独立専門家が報告等を行う。)や OHCHR フィールド事務所の活動支援費用等, 条約体改革への活動支援費用の経費に充てられている。これをもって, 国際社会における人権・法の支配・民主主義等の促進に貢献する。												
7 担当課室	総合外交政策局 人権人道課												

評価基準1 国際機関等の活動の成果・影響力

1-1 当該機関の戦略目標, 基本的な目標・計画・重点分野, 関連する国際課題(SDGs の関連ゴール・ターゲット, 国際基準・規範の形成等)等
・OHCHR は, 国連の中で人権を包括的に扱う唯一かつ最も影響力のあるフォーラムである人権理事会の事務局機能を果たしている。 ・OHCHR は4年ごとに重点的に取り組む分野やそのための目標や戦略等を定めている。2018 年から 2021 年は, 以下の6つの柱が掲げられている。:①人権メカニズム(人権理事会, 特別手続, UPR, 各種人権条約体等の総称)

の支援, ②人権を通じた持続可能な開発の推進, ③人権侵害の予防と人権保護の強化, ④平等の推進と差別への対抗, ⑤法の支配の強化と人権侵害への説明責任, ⑥市民参加及び市民が自由に活動できる領域(シビック・スペース)の確保。

さらに、以下の10の項目につき、4か年で達成すべき具体的な数値目標を設定している。

- ・国内法・政策による人権の保護・促進
- ・国家機関・非国家機関・民間セクターによる人権の促進・保護・尊重
- ・国家の説明責任メカニズムによる人権侵害の監視・調査・是正
- ・政策決定過程への市民、特に女性や差別に直面している人々の参加拡大
- ・深刻な人権状況・問題への国際社会の効果的な対応
- ・国連政策・プログラムへの人権の効果的な統合
- ・人権の保護に関する市民の幅広い支持
- ・加盟国等の国連人権メカニズムへの積極的な関与
- ・国際人権法・規範の発展
- ・国際及び地域の人権メカニズム・機関による人権の効果的な促進・保護

・また、OHCHR は、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて取り組んできている。2019 年の OHCHR の計画や予算の必要性等について記載した「人権アピール 2019」(2018 年 12 月)においても、「誰一人取り残さない」という目標掲げる 2030 アジェンダに言及し、2030 アジェンダのすべてのゴールの達成に向けて人権の適用が果たす役割を示している。

1-2 1-1 に基づく取組・活動(他の国際機関との連携等を含む。)

・OHCHR が事務局機能を果たしている人権理事会は、年3回開催、年間 10 週間にわたって開催され、人権理事会における人権関連決議案が毎年 120 本程度作成される。また、国連加盟国(193 か国)全ての国の人権状況を普遍的に審査する枠組みである普遍的・定期的レビュー(UPR)等も人権理事会の重要な機能である。これに加えて、OHCHR は、人権関連決議によって設定される特別手続や各種人権条約体の事務局機能も果たしている。さらに、人権状況改善に向けた技術協力を行う観点から、地域事務所を世界中に展開しており、ジュネーブ本部をはじめ、ニューヨーク事務所、12 の地域事務所、14 の各国事務所を有し、世界の人権状況の改善に向けた取組を進めている。

・人権は安全保障や開発等その他の分野と関係する部分が多く、OHCHR と他の国連機関との連携が進められている。また、OHCHR は上述の 1-1 で示した重点的に取り組む分野の遂行において、人権理事会で採択された決議をベースに国連総会第3委員会での決議案が作成されたり、またその逆の例も見られるほか、国連安全保障理事会の制裁対象国に対し、人権の観点からも是正を促すために人権理事会での決議を採択するなど連携を行っている。また地域事務所においては、国連カントリーチーム、国連ミッション、その他の活動との間で「HUMAN RIGHTS UP FRONT(人権を最優先に)」(※)の観点から、連携がなされている。(※国連の活動は人権分野への配慮が成されるべき(HUMAN RIGHTS UP FRONT)であり、深刻な人権侵害に対する効果的な予防と対応が重要との潘基文国連事務総長(当時)の提言に従い、治安及び開発分野に関する案件には OHCHR 地域事務所・OHCHR 人権オフィサーが関与している。具体例としては、OHCHR が主導して国又は地域レベルで人権侵害の潜在的リスクについて分析し、安全保障理事会へのブリーフィングの開催や、国連職員への研修等を行うことにより、OHCHR 以外の国連機関においても人権侵害の予防及び対応が行われるよう連携していることが挙げられる。)

1-3 1-2 の進捗・実績及びそれによって得られた成果

・具体的な取組や活動の成果について、加盟国に配布される年次報告書や、プレスリリースによって発信される。これらはホームページに掲載され、広く一般に発信されている。OHCHR による対外発信内容は、各国メディアや NGO によって頻繁に取り上げられ、人権分野における国際世論の形成に影響を及ぼしている。UN Human Rights が有する各種 SNS アカウントにおいて、2018 年の1年間で計 80 万のフォロワー数増加(前年比 20%増)が見られた。

・2018 年の年次報告書では、様々な分野の成果について記載されているが、特に以下の点における進展が特筆される。

- ▽各種国際人権条約への批准数が 32 増加(2018-2021 の4か年目標は 100 増加)
- ▽各国による人権条約体への報告書の適時の提出率は 38%(目標は 35%)
- ▽特別手続による国別訪問は 84 件 59 か国(4か年目標は 63 か国)

▽15 の国連の政策及びプログラムにおいて人権に基づくアプローチが採られた(4か年目標は 25) ・直近の人権理事会の会期では、第 39 回(2018 年9月 10 日～28 日)では 38 本、第 40 回(2019 年2月 25 日～3 月 22 日)では 43 本の決議、決定、議長声明等が採択された。 ・国際機関評価ネットワーク(MOPAN)による 2017-2018 査定結果によると、OHCHR の成果に関する4つの項目の内、持続可能性・結果達成の2項目が満足できる(satisfactory)、パートナーとの関係の1項目が非常に満足できる(highly satisfactory)の評価を得ている。一方、効率性は要改善(unsatisfactory)と指摘されている。
1-4 (イヤマーク抛出のみ)イヤマーク抛出による取組・活動の進捗・実績及び得られた成果 ・本件抛出金は、2018 年は①特別手続、②強制的失踪作業部会、③ソウル事務所、④カンボジア事務所のための費用に充てられた。①特別手続については、同制度の下に設置されている北朝鮮人権状況特別報告者、カンボジア人権状況特別報告者、ハンセン病差別撤廃特別報告者、強制的失踪作業部会の活動を支援する事務局の活動費用等に充てられており、②強制的失踪作業部会及び③ソウル事務所については、北朝鮮による拉致問題に関する活動のための費用、④カンボジア事務所については、日本が主導しているカンボジア人権状況決議に基づくカンボジアの人権状況改善に関する活動のための費用に充てられている。特に上記②③の活動によって得られた成果に基づき、日本人拉致問題の解決に言及している北朝鮮人権状況決議が、国連人権理事会でこれまでに 12 年連続 12 回、国連総会第三委員会 14 年連続 14 回、無投票又は賛成多数で採択されている(直近では 2019 年 3 月第 40 回国連人権理事会にて採択)。更に、日本が主提案国であるカンボジア人権状況決議(直近では 2017 年9月)及びハンセン病差別撤廃決議(直近では 2017 年6月)が採択されており、これら決議に基づき設置されたカンボジア人権状況特別報告者及びハンセン病差別撤廃特別報告者が、それぞれ2年間及び3年間の期間で活動している。 ・また 2019 年は、条約体改革への支援のための費用に充てられている。2019 年 5 月初旬までに、今後の具体的な条約体改革の進め方につき各国から OHCHR に意見提出がなされた(各国の意見等に基づき、今後具体的な議論が進められる予定)。

評価基準2 日本の外交政策上の有用性・重要性

2-1 関連する日本の重要政策、外交戦略・重点分野等
① 関連する日本の重要政策(施政方針演説、外交演説、各種基本計画等のうち主なもの) ・第 198 回国会的外交演説(平成 31 年 1 月 28 日) 日本外交の最大の課題は、自由、民主主義、基本的人権、法の支配、国際法の尊重といった基本的価値に基づいた国際秩序を様々な方面からの挑戦から守り続けることにあります。 ある国で経済が発展すれば、その国民は次に民主主義を求めるようになると思います。しかし、最近の国際的な経済の発展に比べ、民主化の遅れが見受けられます。基本的価値に基づく国際秩序に対抗する秩序を創り上げようとする動きとは断固、戦わなくてはなりません。 他方、民主化を目指すならば、その道筋は一つではありません。その国なりの民主化の道筋、速度があるはずです。押し付けではなく、その国に寄り添った民主化支援を目指します。G7 などの場で、基本的価値に基づいた国際秩序の中でそれぞれの速度で民主化を目指すアジアの声をしっかりと代弁していきます。
② 日本外交の関連重点分野 地球規模課題への対応(人権・基本的自由の保護・促進)
2-2 日本の外交政策を遂行する上での当該抛出の有用性・重要性及び日本の重要外交課題の遂行への貢献
・日本は、OHCHR が事務局機能を努める人権理事会の理事国として、また、国連総会や安全保障理事会においてその意思決定プロセスに積極的に参加し、また、日・OHCHR 政策協議(第2回日・OHCHR 政策協議は 2019 年 3 月に実施)における協議を通じ、その目標実現を推進している。

・OHCHR は国連の中で人権を包括的に扱う唯一の機関である。日本が重視するアジアにおける人権状況やハンセン病差別撤廃に関し、諸課題の解決に向け、OHCHR が非常に重要な役割を果たすことが期待されること、OHCHR の活動に対する拠出を行うことは重要である。 ・1－4に記載した北朝鮮人権状況決議の採択は、国際社会全体が拉致問題に懸念を示し早期解決に向けた取組を促すもの。カンボジア人権状況決議の採択は、同国の人権状況改善に向けた同国政府の前向きな努力への支援を継続することを目的としており、アジアにおける人権の保護・促進に資するもの。ハンセン病差別撤廃決議の採択は、全世界でハンセン病に関連する差別問題に苦しむ人々の人権の保護・促進を進めることを目的としており、我が国の国際的な取組を後押しするもの。 ・日本は、2006 年より毎年1回、人権理事会ハイレベルセグメントに外務省政務レベルが出席している。2019 年2月には、辻清人外務大臣政務官が同理事会ハイレベルセグメントに出席し、拉致問題の早期解決の重要性を訴えるとともに、カンボジアを含むアジアの人権状況改善や民主化の進展に向けた取組や社会的弱者の権利の保護・促進にかかる取組を始めとした、日本が重視する人権外交に関する取組等につきステートメントを行った。
2-3 当該機関の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位の確保 ・OHCHR は、人権理事会決議において決定された人権状況の監視等を実施することから、日本も人権理事会決議を通してその意思決定プロセスに積極的に参加している。日本は、直近では、2016 年 10 月の選挙で当選し、2017 年1月～2019 年 12 月まで理事国を務めている。2020 年1月～2022 年 12 月も任期を続けるべく、2019 年秋に予定されている選挙に立候補している。
2-4 当該機関との間での要人往来、政策対話等 ・2019 年3月、東京において、バチエレ国連人権高等弁務官が参加して第2回日・OHCHR 政策協議が開催され、日本と OHCHR のパートナーシップのあり方や、人権分野等における日本の取組、国連の人権メカニズムの課題、アジア地域の人権状況等につき意見交換を行った。
2-5 日本企業、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学等との関わり —

評価基準3 組織・財政マネジメント

3-1 会計年度	1 月から 12 月		
3-2 機関全体の財政状況			
報告年月	2019 年 12 月 受領・公表(30 年度分)	通貨	米ドル
予算額	409,228,420	決算額	274,123,127
予算額・決算額の差	135,105,293	予算額に占めるその差の割合	33%
65 % 以上の場合, その理由	—		
3-3 本拠出の会計報告(イヤマーク拠出分のみ)			
報告年月	—	通貨	—
報告がない場合, その理由	各国のイヤマーク拠出に対する個別の報告はない。		
予算額	—	決算額	—
予算額・決算額の差	—	予算額に占めるその差の割合	—

65%以上の場合、 その理由	—		
3-4 監査			
(1)外部監査			
対象年度	2017 年度	報告年月	2018 年7月公表
実施主体	国連会計検査委員会(BOA)		
財政状況に係る報告が正確かつ適正に作成されていることの確認 (「無」の場合にはその概要及び対応ぶり)			有
組織・財政マネジメントに係る指摘(監査報告に含まれている場合) (「有」の場合、3-5 に指摘内容を記入)			有
(2)内部監査			
対象年度	—	報告年月	—
実施主体	—		
対象事項	—		
3-5 組織・財政マネジメント(人事・予算・調達等)に係る問題の概要・対応ぶり、更なる改善への取組・成果			
2019 年に発表された国際機関評価ネットワーク(MOPAN)による評価では、戦略分野の指標である「組織構造と財政枠組み」及び成果分野の指標である「強力かつ透明で結果志向の機能性を重視した明確さ」の2つの項目において高い評価(highly satisfactory)を得ている一方で、対外関係分野の指標である「リスクマネジメント」の項目については要改善(highly unsatisfactory)とされている。			

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員数（原則、各年 12 月末時点、専門職以上。）								
全職員数	日本人職員数		日本人職員 の比率(%)	過去3年の日本人職員数				増減数
2018	2018	内、幹部		2017	2016	2015	平均値	
805	12	0	1.5	12	14	12	12.7	-0.7
☐	専門職から幹部職、 幹部職内の昇進有り	名	備考	—				
4-2 当該機関の長等の重要ポストを務めている日本人職員の有無								
—								
4-3 日本人職員の採用・昇進に係る具体的な協力の実績								
—								
4-4 その他特記事項								
・日本は、OHCHR が事務局を務める主要な人権条約委員会、日本人委員を継続的に確保している。自由権規約委員会では古谷修一委員（～2022 年）、女子差別撤廃委員会では秋月弘子委員（～2022 年）、人種差別撤廃委員会では洪恵子委員（～2021 年）、児童の権利委員会では大谷美紀子委員（～2020 年）、障害者権利委員会では石川准委員（～2020 年）、強制失踪委員会では寺谷広司委員（～2020 年）が現在任期を務めており、日本人の条約体委員は6名となる。加えて、人権理事会諮問委員会には、小畑郁委員（～2019 年）が在任しており、世界で最も多く委員を輩出している国となっている。 ・JPO の人数は 2018 年 12 月末時点で 3 名存在。 ・抛出率は近年おおむね 0.1%以下(補正での抛出時除く)のところ、日本人職員比率はおおむね 1.5～2.0%程度で推移している。								

(2018 年の当初予算からの拠出額は 13,119 千円。2017 年度補正予算からの拠出(200,000 千円)を除いた拠出率は 0.06%。)

- ・OHCHR では総職員数に比べ幹部ポストの数が少ない。(総職員数1371名中, 幹部職員数は20名＝全体の1.45%)

- ・OHCHR に現在所属する日本人職員は, 北朝鮮やカンボジアといった日本が重視する国や地域の問題を担当するポストにある者が多く, 政策的に重要。

- ・日 OHCHR 政策協議における働きかけを始め, OHCHR 本部の職員が訪日する機会等様々な場面を活用し, 日本人職員の採用につき, 働きかけを行っている。その結果, 2019 年 2 月に新たに 1 名が採用され, 日本人職員数は計 13 名となった(8.3%増)。直近では, 2019 年 3 月のバチエレ人権高等弁務官訪日時の阿部外務副大臣との会談において働きかけを行った。